

兵庫県公報

令和4年3月1日 火曜日 第289号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 県営土地改良事業の換地処分（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 神戸国際港都建設道路事業の認可（道路街路課）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 西播磨高原都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	4
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	4
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	5
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧 （砂防課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧（同）	11
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	12
○ 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	14
○ 同 上（中播磨県民センター）	15
○ 入札公告（丹波県民局）	15
教育委員会規則	
○ 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則	17
教育委員会告示	
○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定	21
○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定	22
○ 有形文化財の登録	22
教育委員会公告	
○ 随意契約の相手方等の公示	23
正 誤	
○ 平成19年9月18日付け兵庫県公報第1911号中	23
○ 令和元年12月27日付け兵庫県公報第70号中	23

公布された法令のあらまし

◎教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第1号）

より、支援法人を次のとおり指定した。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 まなびと	神戸市中央区北野町4丁目11番3号	神戸市中央区北野町4丁目11番3号	令和4年2月16日



兵庫県告示第253号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R02淡路位置 0015号	4.2.14	淡路市岩屋字松帆3609番6の一部、3609番7の一部	6.00	47.61
第R03淡路位置 0004号	4.2.17	洲本市上物部字中ノ坪327番2の一部、330番1の一部	6.0	101.15

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
シリツキ川 I (205000068)	西宮市名塩3丁目（別図1のとおり）	土石流

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課、西宮市夙川市民サービスセンター及び塩瀬支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課

〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

令和4年3月23日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
久斗山 (341010005)	美方郡新温泉町久斗山(別図1のとおり)	地滑り
大山 (341010006)	美方郡新温泉町久斗山(別図2のとおり)	地滑り
春来 (341020019)	美方郡新温泉町春来(別図3のとおり)	地滑り
中山 (341020020)	美方郡新温泉町湯(別図4のとおり)	地滑り
細田 (341020021)	美方郡新温泉町細田(別図5のとおり)	地滑り
歌長 (341020022)	美方郡新温泉町歌長(別図6のとおり)	地滑り
中辻北 (341020023)	美方郡新温泉町中辻北(別図7のとおり)	地滑り

(別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月9日(水)から同月23日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課、新温泉町役場農林水産課及び温泉総合支所農林水産課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

(3) 提出期限

令和4年3月23日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
和田山 (140010172)	美方郡香美町香住区若松、一日市（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(4) (140010173)	美方郡香美町香住区大谷（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
梅ヶ平上がり口川 (240030036)	美方郡香美町小代区城山（別図3のとおり）	土石流
三谷 (340010005)	美方郡香美町香住区三谷（別図4のとおり）	地滑り
高津 (340020025)	美方郡香美町村岡区高津（別図5のとおり）	地滑り
水上 (340020026)	美方郡香美町村岡区村岡（別図6のとおり）	地滑り
板仕野 (340020027)	美方郡香美町村岡区板仕野（別図7のとおり）	地滑り
宿西 (340020028)	美方郡香美町村岡区宿（別図8のとおり）	地滑り
口大谷 (340020029)	美方郡香美町村岡区口大谷、高坂（別図9のとおり）	地滑り
神場 (340030011)	美方郡香美町小代区神場（別図10のとおり）	地滑り

（別図1から別図10までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課、香美町役場建設課、農林水産課、村岡地域局農林建設係及び小代地域局農林建設係

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

(3) 提出期限

令和4年3月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下内膳 (306010004)	洲本市下内膳（別図1のとおり）	地滑り
広石下 (306020008)	洲本市五色町広石下（別図2のとおり）	地滑り
鳥飼上 (306020009)	洲本市五色町鳥飼上（別図3のとおり）	地滑り
小山田 (306020010)	洲本市五色町鮎原小山田（別図4のとおり）	地滑り
広石下北 (306020011)	洲本市五色町広石下（別図5のとおり）	地滑り
下塚 (306020012)	洲本市五色町下塚（別図6のとおり）	地滑り
鳥飼明神 (306020013)	洲本市五色町鳥飼上、鳥飼中（別図7のとおり）	地滑り

（別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課及び洲本市役所建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和4年3月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
佐野八幡田 (327010008)	淡路市佐野（別図1のとおり）	地滑り
王子江原 (327010009)	淡路市王子（別図2のとおり）	地滑り
浅野南 (327030016)	淡路市浅野南（別図3のとおり）	地滑り
生田大坪 (327030017)	淡路市生田大坪、生田畑（別図4のとおり）	地滑り
大坪 (327030018)	淡路市生田大坪（別図5のとおり）	地滑り
枯木 (327040010)	淡路市尾崎（別図6のとおり）	地滑り
深草 (327040011)	淡路市深草（別図7のとおり）	地滑り
東桃川 (327040012)	淡路市江井（別図8のとおり）	地滑り
江井鳶ノ巣 (327040013)	淡路市江井（別図9のとおり）	地滑り

（別図1から別図9までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課及び淡路市役所農地整備課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和4年3月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
シリツキ川 I (205000068)	西宮市名塩3丁目(別図1のとおり)	土石流	別図1のとおり

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課、西宮市夙川市民サービスセンター及び塩瀬支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課
〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

令和4年3月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

和田山 (140010172)	美方郡香美町香住区若松、一日市（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(4) (140010173)	美方郡香美町香住区大谷（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
梅ヶ平上がり口川 (240030036)	美方郡香美町小代区域山（別図3のとおり）	土石流

（別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課、香美町役場建設課、農林水産課、村岡地域局農林建設係及び小代地域局農林建設係

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

(3) 提出期限

令和4年3月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧

令和元年兵庫県告示第740号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

苦楽園(3) I (105000022) の項中別図7を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課、西宮市夙川市民サービスセンター及び塩瀬支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課

〒662-0854 西宮市樫塚町2-28

(3) 提出期限

令和4年3月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 SOCOLA阪急塚口クロス
 所在地 尼崎市南塚口町二丁目865番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 野村不動産株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 松尾大作
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ダイエー 神戸市中央区港島中町四丁目1番1 近澤靖英
 株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目1番21号 細見研介
 外未定28者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和4年9月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 5,501平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
73台
 - (2) 駐輪場の収容台数
367台
 - (3) 荷さばき施設の面積
90平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
35.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ダイエー	午前7時	翌午前0時
株式会社ファミリーマート	24時間	
未定28者	午前9時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

地下駐車場	午前6時30分から翌午前0時30分まで
隔地駐車場	午前0時30分から午前6時30分まで